

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」

対応状況公開資料

公開日：平成 29 年 6 月 5 日

最終更新日：令和 6 年 6 月 6 日

株式会社かなめ技術開発
予報業務許可第 190 号（地震動）

本資料は、気象庁「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 22 日発表、令和 6 年 3 月 28 日一部改正）への当社地震動予報業務許可（許可第 190 号）を使用している製品の対応状況を公開するものです。本資料では、利用者の方々が十分製品について理解した上で導入を検討できるよう、「適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細」の全項目に対する対応状況について公開します。

製品名	緊急地震速報 WebSocket API
製造年月日	平成 25 年 12 月
提供形態	株式会社 IIJ エンジニアリング 防災情報連動型コンテンツ配信パッケージ EqCare Type-G のサービス
動作環境	API 仕様に記述された通信を行える環境。利用者自ら情報受信のためのプログラムを準備することを想定している。 対応可能配信事業者：株式会社 IIJ エンジニアリング
使用目的	C. 端末の報知による人の危険回避

予報許可事業者・許可番号	該当端末で予報を提供している事業者名と気象庁予報番号。	事業者名：株式会社かなめ技術開発 許可番号：第 190 号
使用する予報の種類	該当端末が使用している予報は、右欄でチェックが入っている（■）ものです。	<input checked="" type="checkbox"/> 地震動(震源由来震度)：従来手法 <input checked="" type="checkbox"/> 地震動(波面伝播非減衰震度)：PLUM 法 <input type="checkbox"/> 地震動(長周期地震動階級等)
予報を行うために使用している資料	該当端末で予報を提供する元となった情報は、右欄でチェックが入っている（■）ものです。	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急地震速報(予報)電文 <input type="checkbox"/> 緊急地震速報(地震動予報)電文 <input type="checkbox"/> 緊急地震速報(警報)電文 <input checked="" type="checkbox"/> リアルタイム震度電文 <input type="checkbox"/> 事業者独自に観測したデータ <input type="checkbox"/> その他（ ）

(1) 端末に備わる機能

項目の説明	対応状況説明
(1)-1. サーバーとの接続障害の検知 端末とサーバーは常に接続されていないと緊急地震速報(業)を利用することができないので、接続の異常があった場合に、端末で検知する手段と、それをどのように知らせるかについての明示である。 なお、異常の検知手段としては、端末から定期的にサーバーとの接続を確認するもの、サーバーから一定の間隔で送られてくる予定になっている信号が送られてこないことで検知するもの等がある。	API通信シーケンス中の異常を利用者プログラムが検知する。検知手段とそれを伝える手段は、利用者プログラムの実装方法による。
(1)-2. サーバーから緊急地震速報(予報／業)等を受信してから最初の報知または制御を開始するのに要する時間 端末が、緊急地震速報(予報／業)等を受信してから最初の報知または制御を開始するのに要する平均的な時間の明示である。 緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間は、トータルで 1 秒以内に行われる事が目安となる。 なお、気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間が短いので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱いが必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を 1 秒単位で発表している。	利用者プログラムの実装方法による。

(1)－3. 不正な緊急地震速報(予報／業)等の端末での破棄条件	
<p>どのような緊急地震速報(予報／業)等を受信したときに、端末が、不正とみなして破棄する(動作させない)のかについての明示である。</p> <p>気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、端末に不正な緊急地震速報(予報／業)等が配信される可能性がある。その際、誤った動作を起こさないよう、端末で破棄する機能があるとよい。</p> <p>なお、破棄条件としては、過去の緊急地震速報(予報／業)等を受信したり、動作の判断に必要な重要な要素が欠損したような緊急地震速報(予報／業)等を受信したりした場合等が考えられる。</p>	利用者プログラムの実装方法による。
(1)－4. 同一の緊急地震速報(予報／業)等を複数受信した場合の動作	
<p>サーバーから同一内容の緊急地震速報(予報／業)等を複数回受信した場合に端末がどのような動作をするのかについての明示である。</p> <p>気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表するシステムや(一財) 気象業務支援センターのサーバーは、障害時等に備えて冗長化されているため、配信・許可事業者は、通常、同一内容の緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を複数回受信する。また配信・許可事業者も、配信を確実にするため同一内容の緊急地震速報(予報／業)等を複数回配信する場合がある。</p> <p>同一内容のものを受信するたびに複数回動作することは意味がなく、かえって混乱を生じる可能性もあることから、後から受信したものについては、破棄することが適切な動作である。それぞれの緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文にはどの地震についてのものかを示す識別記号(地震ID)及びそれが何番目のものであるかを示す識別記号を設けてあるので、後から送られてきたものが同一内容かどうかの判別は可能である。</p>	<p>利用者プログラムの実装方法による。</p> <p>なお、API仕様では地震ID・報数の情報が含まれているので、これらの情報を使って判断することが可能である。</p>
(1)－5. 動作履歴の保存	
障害時の原因究明等に用いるための動作履歴の保存状況(保存数、保存の内容等)やその閲覧方法の明示である。	利用者プログラムの実装方法による。
(1)－6. 耐震固定等の地震の揺れへの対策	
強い地震動を受けても端末が継続して動作するよう、耐震固定等の揺れへの対策の明示である。	利用者プログラムがインストールされた機器を、耐震固定具等を使用して固定する。
(1)－7. 自己診断機能	
サーバーと接続できない、自動時刻合わせができない等、緊急地震速報(業)を適切に利用できない状況になった場合に、端末利用者にどのように知らせるかについての明示である。	利用者プログラムの実装方法による。

(1)－8. 報知機能や外部出力機能	
報知とは、オペレーターが機械等を制御したり、人が危険回避するために緊急地震速報(業)を音声や画面により知らせたりすることである。外部出力とは、機械や放送設備等を自動制御するために必要となる接点等外部出力を動作させることである。	利用者プログラムの実装方法による。
(1)－9. 動作試験機能	
端末とそれによって制御される機械の動作の試験を行うために備わっている機能の明示である。 本物の緊急地震速報(業)で確実に制御や報知ができる事を保証するために普段からこの機能を用いて動作の確認をしておく必要がある。 試験の方法としては、気象庁や配信・許可事業者から送られてきたテスト報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。	APIには、動作確認のために「地震メッセージ種別=2（試験報）」としてテスト報が用意されている。テスト報を受信した場合の動作については、利用者プログラムの実装方法による。 なお、サービスWebページには試験報の利用の注意書きが記載されている。
(1)－10. 訓練支援機能	
オペレーターや端末利用者が緊急地震速報の訓練を行う際に支援するために備わっている機能の明示である。 緊急地震速報(業)提供時に迅速かつ確実にオペレーターや端末利用者が対応できるためには、オペレーターや端末利用者が訓練を行うことが必要となることから、端末が訓練であることを報知したり、訓練報用の外部出力を行ったりすることで訓練が行えるとよい。 訓練支援の方法としては、配信・許可事業者から送られてきた訓練報で端末を動作させて行うものと、端末単独で動作させて行うものがある。訓練報では、本物の緊急地震速報(業)とは明らかに区別して動作させなければならない。	APIには、訓練のために「地震メッセージ種別=1（訓練報）」として訓練報が用意されている。訓練報を受信した場合の動作については、利用者プログラムの実装方法による。 なお、サービスWebページには訓練報の利用の注意書きが記載されている。
(1)－11. 端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表されている場合、その旨の伝達	
端末利用者の指定する場所を含む地域に緊急地震速報(警報)が発表された際の伝達方法の明示である。 この機能があることで、端末利用者は、気象庁が緊急地震速報(警報)を発表したことを知ることができ、緊急地震速報(警報)の発表と端末の動作が異なる場合に生じる可能性のある混乱の防止に寄与する。 なお、気象業務法第20条で、許可事業者は端末利用者に緊急地震速報(警報)を伝達するように努めなければならないとされている。また、地震動予報業務の許可を受ける際、気象庁の警報事項を受ける方法も申請することとされている。	API仕様では、メッシュコード（2次メッシュ）ごとに緊急地震速報(警報)が発表されているかどうかのフラグが付加されている。これを見れば、端末利用者の指定する場所を含む地域に警報が発表されているかどうか判断することができる。それを伝達するかどうかは、利用者プログラムの実装方法による。
(1)－12. 精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行った場合、その旨の伝達	
精度が低い緊急地震速報(業)で自動制御や報知を行った際の端末利用者への伝達方法の明示である。	本APIでは、1観測点のデータに基づく震度予想の情報を提供していないため、提供される予想震度は常に複数観測点のデータに基づくものである。

<p>100ガル超え緊急地震速報や1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)及び深発地震についての緊急地震速報(業)は、従来法かPLUM法かを問わず一般的に精度が低い。また、長周期地震動階級・周期別階級の予想については1階級程度の誤差が含まれることから、任意の周期の絶対速度応答スペクトルの値及び任意の周期帯の絶対速度応答スペクトルの最大値については数値としての精度は高くない。これらの緊急地震速報(業)により制御、放送及び報知をさせる場合、端末利用者は精度について理解し、利用することによる影響を十分考慮したうえで利用しているものではあるが、精度が低い緊急地震速報(業)により制御、放送及び報知されたことを即時に端末利用者に知らせる機能があることで、混乱防止に寄与する。</p>	<p>100ガル超え緊急地震速報については、本APIでは提供していない。</p>
--	--

(2) 地震動予報機能

(2)-1. 地震動予報の手法	
<p>端末利用者に提供する震度、長周期地震動階級等及び猶予時間の予想がどのような手法で行われているか、また、どの場所のものであるのかについての明示である。</p>	<p>予報許可事業者の名称：株式会社かなめ技術開発 許可番号：第190号 上記内容は、サービスWebページにも明記している。</p>
<p>明示する内容の一つとしては、気象庁長官から許可を受けた許可事業者の名称及び許可番号がある。これを明示することで、予報の責任の所在が明確になる。</p>	<p>地震動予報の場所：地域メッシュコード（2次メッシュ）ごとの予想をサーバー側で計算し、その結果をAPIとして提供する。ただし、震度3以上が予想されるメッシュに限る。従来手法とPLUM法による予想を行い、大きい方を予想震度として採用する。</p>
<p>PLUM法に基づく震度の予想を行う場合にあって、気象庁が発表するリアルタイム震度電文に含まれる予報資料を用いる場合、気象庁における観測点の運用管理等のため、必要な観測点に関する予報資料が入手できないことがあり、このときPLUM法に基づく震度の予報が提供できないことの明示である。また、気象庁が提供する以外の予報資料を用いる場合には、その予報資料の運用管理についての明示である。</p>	<p>長周期地震動階級等の予想は行わない。</p>
<p>地震動予報の場所としては、緯度・経度を指定してピンポイントの予想を提供するものや市町村等の区域の代表点を予想して提供するもの等がある。</p>	
<p>なお、地震動の予想を用いて構造物の詳細な揺れの予報を行う事業者は、気象庁長官の定める手法による地震動の予想を用いることを推奨する。その上で、地震動の予想、構造物の詳細な揺れの予報の方法と性能、提供方法を明示することを推奨する。特に、利用者の誤解を防ぐため、端末で伝えるものが地震動の予報でないことを予め利用者に明示しておくことが必要である。また、このことについて万全を期すため、構造物の詳細な揺れの予報を行う業者に緊急地震速報（予報／業）を提供する際においては、「緊急地震速報（予報／業）とは異なる予報を受け取っている」ということをしっかりと認識できるよう構造物の詳細な揺れの</p>	

<p>予報を行う業者から予め利用者に明示しておく等の措置を講じる必要がある旨、配信・許可事業者から構造物の詳細な揺れの予報を行う業者に対してしっかりと明示しておくことが求められる。地震動予報と構造物の詳細な揺れの予報は、それらの役割に応じた利用方法の明示が重要である。</p>	
<p>(2)－2. 時刻合わせ</p> <p>正しい猶予時間の予想のために、時刻合わせの方法や頻度等、どのように時刻合わせを行っているのかについての明示である。</p> <p>緊急地震速報(業)は秒単位での取り扱いが必要なことから、日本標準時に対する誤差を常に±1秒以内に収めることが基本となる。また、時計は自動合わせできるとよい。</p>	<p>APIでは、メッセージごとの主要動到達時刻を提供する。そこから現在時刻との差をとって猶予時間に変換するのは、利用者プログラムである。時刻合わせは利用者プログラムの実装方法による。</p>
<p>(2)－3. 不正な緊急地震速報(予報)等の破棄条件</p> <p>どのような緊急地震速報(予報)等を受信したときに不正とみなして破棄する(地震動予報に使わない)のかについての明示である。</p> <p>気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、サーバーや回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報(予報)等が配信される可能性がある。その際、誤った緊急地震速報(業)を提供しないよう、予報を行わずに破棄するとよい。</p>	<p>不正な電文として処理する条件は以下のとおり。不正な電文として処理した電文は、破棄して使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ヘッダで記載されている電文長と実際の電文の長さが異なる場合 (2) 電文の所定位置に所定のコードがない場合
<p>(2)－4. 気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文への対応</p> <p>気象庁の東京、大阪システムから発信された緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文に基づいて地震動予報ができるのかについての明示である。</p> <p>なお、緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文は、現在、気象庁の東京システム、大阪システムのいずれか一方のシステムで作成されたものが発信されるので、このどちらのシステムで作成されても地震動予報を行える必要がある。</p>	<p>東京システムと大阪システム、いずれのシステムから発信された緊急地震速報(予報)も地震動予報を行うことができ、APIとして提供する。どちらのシステムから発信されているかは、発信官署フラグで判別できる。</p>
<p>(2)－5. 予報履歴の保存・管理</p> <p>予報履歴の保存状況（保存数、保存の内容等）やその閲覧方法の明示である。</p> <p>観測された震度と比較して予想の精度の確認するために、過去に行った緊急地震速報(業)が閲覧できるとよい。</p>	<p>受信側で予報履歴を保存するかどうかは、利用者プログラムの実装方法による。</p>

(3) 報知・制御出力条件設定機能

(3)-1. 震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間	
端末を動作させる設定震度、設定長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの設定大きさ及び設定猶予時間を、どのように定めることができるのかについての明示である。	本APIでは、震度3以上が予想されるメッシュの情報を提供する。猶予時間の制限はない。報知に使うかどうかは、利用者プログラムの実装方法による。
端末利用者は、制御する機械等や施設の安全性等に基づいて、設定震度、設定長周期地震動階級等、設定した構造物の詳細な揺れの大きさ値及び設定猶予時間を定めて端末を動作させることになる。	
(3)-2. 緊急地震速報(警報)と整合した動作	
端末の動作の条件を緊急地震速報(警報)が端末利用者の指定する場所を含む地域に対して発表されている場合の端末の動作を、どのように設定できるのかについての明示である。	API仕様では、メッシュごとに警報が発表されているかどうかのフラグが付加されている。これを見れば、利用者の指定する場所を含む地域に警報が発表されているかどうか判断することができるので、利用者プログラムの実装で緊急地震速報(警報)と整合した動作をさせることができる。
緊急地震速報(警報)はテレビやラジオ、携帯電話でも直接個人に伝えられるため、端末の報知や緊急地震速報(業)の館内放送の内容が違っていると混乱が生じる可能性がある。これを回避するための対策の一つがこの設定を用いて館内放送することである。	
(3)-3. 報知音	
緊急地震速報(業)及びこれを用いた構造物の詳細な揺れの予報が提供されたときに端末から最初に鳴らす報知音を、どのような音に設定できるのかについての明示である。	利用者プログラムの実装方法による。
緊急地震速報(業)及び構造物の詳細な揺れの予報の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨しているNHKチャイム音の他に、REIC(特定非営利活動法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会)のサイン音、一般的なアラーム音等がある。	
(3)-4. 予想した震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間の報知表現	
緊急地震速報(業)に含まれる予想した震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間を報知する場合の表現を、どのように設定できるのかについての明示である。	利用者プログラムの実装方法による。
報知表現には、「10秒後に震度5弱の揺れがきます」のように予想した震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間をそのまま具体的な数値を人に伝える方法と、それらには誤差があることを考慮し、安全を確保するための最小限の報知として、具体的な震度、長周期地震動階級等、構造物の詳細な揺れの大きさ及び猶予時間を報知せずに、「地震です。落ち着いて身を守つ	

てください。」を用いる方法がある。ただし、震度の予想がPLUM法に基づく場合は具体的な猶予時間は算出できないことから、猶予時間について報知させる場合には、「まもなく到達」等の表現を用いる方法がある。長周期地震動階級等の予報やこれを用いた構造物の詳細な揺れの予報に基づく場合、高層ビル・免震建物・長大構造物等の長周期地震動の影響を受けやすい場所においては、到達予想時刻を過ぎてから高層ビル等が共振し大きく揺れ始めるケースがあることを念頭に、到達予想時刻後もしばらくの間は揺れへの警戒を継続してもらうよう放送を継続することを推奨する。

震源の位置とマグニチュードが「仮定震源要素」である場合は、震度の予想がPLUM法に基づく場合を除き、震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさを過小に予想することになることから、規模の小さな地震が発生したと誤解させないよう注意が必要である。

また、長周期地震動階級は「気象庁長周期地震動階級表を定める件」（令和二年気象庁告示第六号）に規定されており、階級は1～4の4段階である。長周期地震動階級1に満たない階級は定めていないため、長周期地震動階級1に満たない予測を端末等で表示する場合には、「階級1未満」と表示することを推奨する。定めていない階級（例えば「階級0」等）で端末等に表示する場合には、利用者の誤解を防ぐため、便宜上の値であることを予め利用者に明示しておくことが重要である。なお、周期別階級については、「長周期地震動の周期別階級」を表していることが明らかであり、端末利用者もそのことを理解している場合は、短く単に「周期別階級」と表示させる選択もある。

(3)－5. 緊急地震速報(予報／業)等の精度情報による動作

緊急地震速報(予報／業)の精度情報を用いての端末の動作を、どのように設定できるのかについての明示である。

緊急地震速報(予報／業)等は1つの観測点の観測データのみに基づいて発表されることがある。1観測点のデータに基づく場合は、従来法かPLUM法かを問わず、落雷等による誤報の可能性や一般に震源やマグニチュードの推定の精度が低いことから、利用にはリスクを伴う。もし、1観測点のデータに基づく緊急地震速報(予報／業)等を利用する機能を設ける場合、端末利用者には精度が低いことを承知のうえで設定すべき旨を明示するとともに、精度が低い緊急地震速報(予報／業)で報知等されたことの伝達方法を明示しておく必要がある。

なお、緊急地震速報(警報)は2つ以上の観測点の観測データに基づいて発表している。



本APIでは、1観測点のデータに基づく震度予想の情報を提供していないため、提供される予想震度は常に複数観測点のデータに基づくものである。

(3)－6. 100 ガル超え緊急地震速報を受信した場合の動作

ある観測点で加速度が100ガルを超えた地震動を検知した場合に気象庁が発表する緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を受信したときの端末の動作をどのように設定できるのかについての明示である。

この緊急地震速報(予報)は、強い揺れが発生したことを素早く知らせる情報であるが、1観測点のデータに基づく場合は落雷等による誤報の可能性がある。また、マグニチュードが推定できていないことから震度の予想ができない。もし、この緊急地震速報(予報)を利用する機能を設ける場合、端末利用者には精度が高いことを承知のうえで設定すべき旨を明示しておくとともに、実際に精度が低い緊急地震速報(予報／業)で報知等された場合には、そのことを伝達できる機能があるとよい。

100ガル超え緊急地震速報については、本APIでは提供していない。

(3)－7. 同一地震について複数回緊急地震速報(予報／業)等を受信した場合の動作

同一地震に対して複数回提供された緊急地震速報(予報／業)等を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのかについての明示である。

通常、緊急地震速報(予報／業)は後続のものほど精度が上がるが、緊急地震速報(業)で予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさによりいったん端末が動作し、その後の緊急地震速報(業)の予想で予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさにより短い時間で動作を解除したり変更したりすることは、一度解除しなければ回避できた危険や混乱を生じさせることに十分な留意が必要になる。また、受信するごとに接点出力や報知を行うことは、制御先の機械等に悪影響を与えたり、報知内容が聞き取れなかつたり等の問題を招く場合があるので、注意が必要である。

利用者プログラムの実装方法による。

なお、API仕様では地震ID・報数の情報が含まれているので、これらの情報を使って判断することが可能である。

(3)－8. ある地震の緊急地震速報(予報／業)等を受信した後、続けて別の地震の緊急地震速報(予報／業)等を受信した場合の動作

複数の地震の緊急地震速報(予報／業)等を同時期に受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのかについての明示である。

例えば、初めに受信した地震の緊急地震速報(予報／業)等では予想した震度、長周期地震動階級等及び構造物の詳細な揺れの大きさが設定した値を超え、動作を開始したが、後から受信した別の地震の緊急地震速報(予報／業)では設定震度を超えていたため、前の動作を解除するような設定は明らかに不適切といえる。また、報知が後続の緊急地震速報(業)によって頻繁に入れ替わったり、前の地震の緊急地震速報(業)による予想震度、予想長周期地震動階級等及び予想した構造物の詳細な揺れの大きさが大きかったりもしくは猶予時間が短かったりしたにもかかわらず、後の地震の緊急地震速報(業)の報知が優先された場合も、オペレーターや端末利用者の対応を混乱させかねない。

利用者プログラムの実装方法による。

なお、API仕様では地震ID・報数の情報が含まれているので、これらの情報を使って別の地震の緊急地震速報(業)かどうかを判断することが可能である。

(3)－9. 深発地震についての緊急地震速報(予報／業)等を受信した場合の動作	
深発地震に対して発表された緊急地震速報(予報／業)等を受信した場合の端末動作をどのように設定できるのかについての明示である。	API仕様では、震源の深さが200 kmを超える場合、従来手法による予想震度を提供していない。PLUM法による予想震度は提供する。 またサービスWebページには、注意事項として、深さ100 km以深の地震において震度予想は行うが予想精度は十分でない場合がある旨表示している。
(3)－10. キャンセル報を受信した場合の動作	
緊急地震速報(予報／業)等が落雷等のノイズによる誤報であった場合に発表されるキャンセル報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのかについての明示である。 気象庁は、揺れを検知して緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表した後に、その揺れが地震のものではないと判断されたときに、その緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文に対してのキャンセル報を発表する。よって、端末が動作した緊急地震速報(予報／業)等についてキャンセル報を受信したときのみに、端末はキャンセル報による動作を行うとよい。	APIには、キャンセル報であるか示す値が用意されている。気象庁からキャンセル報が発信された場合、この値にAPI仕様書で指示された値が設定される。キャンセル報を受信した場合の動作については、利用者プログラムの実装方法による。
(3)－11. 訓練報を受信した場合の動作	
気象庁や配信・許可事業者から配信される訓練報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのかについての明示である。 例えば、端末利用者が訓練実施を選択できるよう、訓練報を利用する、しないの切り替えができる機能があることで、端末利用者が意図した時だけに訓練できるようになる。また、訓練を行う際には、端末が訓練報を受信して最初に「これは訓練です」と音声報知したうえで動作するとよい。また、外部出力を行う場合は、訓練用に用意されたプログラムを動作させる等、本物の緊急地震速報(業)とは異なる外部出力を行うとよい。	APIには、訓練のために「地震メッセージ種別=1(訓練報)」として訓練報が用意されている。訓練報を受信した場合の動作については、利用者プログラムの実装方法による。 なお、サービスWebページには訓練報の利用の注意書きが記載されている。
(3)－12. テスト報を受信した場合の動作	
端末の正常動作を確認するために配信・許可事業者から配信されるテスト報を受信した際の端末の動作を、どのように設定できるのかについての明示である。 例えば、端末利用者が端末の正常動作を確認できるよう、テスト報を利用する、しないの切り替えができる機能があることで、端末利用者が意図した時だけに試験できるようになる。テスト報を受信した場合、端末は本物の緊急地震速報(業)を受信したときと同じ動作をするので、自動制御を行っている際には、端末利用	APIには、動作確認のために「地震メッセージ種別=2(試験報)」としてテスト報が用意されている。テスト報を受信した場合の動作については、利用者プログラムの実装方法による。 なお、サービスWebページには試験報の利用の注意書きが記載されている。

者は十分理解したうえで試験を行うとよい。	
----------------------	--

(4)配信・許可事業者の通信能力

(4)-1. 気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから緊急地震速報(予報／業)等を端末に届けるのに要する時間

<p>気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから緊急地震速報(予報／業)を端末に届けるのに平均的に要する時間の明示である。</p> <p>緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、気象庁が緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表してから端末が報知または制御を開始するまでに要する時間は、トータルで1秒以内に行われることが目安となる。</p> <p>気象庁では、緊急地震速報(業)の提供から強い揺れが来るまでの猶予時間は短いので、緊急地震速報(予報)は秒の単位での取り扱いが必要と考え、緊急地震速報(予報)における主要動の到達予想時刻を1秒単位で発表している。</p>	<p>気象業務支援センターから緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を受信してからAPIで利用者に提供するまでの時間は1秒以内である。</p>
---	---

(4)-2. 気象庁から端末まで配信を途切れさせないような対策

<p>緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文が気象庁からいつ発表されるかわからないので、気象庁から端末までの配信が、回線やサーバーの故障時やメンテナンス時も含め、可能な限り途切れないようにするために施している対策の明示である。また、その対策によっても防ぎきれない場合の、途切れてしまう条件や時間等の明示である。</p> <p>なお、(一財) 気象業務支援センターは、万一のサーバーの故障や回線断に備えて同一内容の緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を2つのサーバーから配信・許可事業者のサーバー向けに同時に配信できるように準備している。この2つのサーバーと配信・許可事業者の用意する2つのサーバーとを専用回線等の信頼性の高い物理的に分離された回線でそれぞれ常時接続しておくと、一方のサーバーが故障したり、一方の回線が断になったりした場合でも、他方で緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を継続して受信できる。</p>	<p>緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文は気象業務支援センターの東京システムからIP-VPN回線で受信しており、サーバーは2台1組の冗長構成で、各サーバーは論理的な冗長がなされている。また、バックアップとして緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を気象業務支援センターの大坂システムからインターネット回線で同時受信している。</p>
---	--

(4)-3. サーバーや回線のセキュリティ対策

<p>サーバーにウイルスの感染や意図しない他者の侵入（クラッキング）を許さないための対策や、悪意を持った者が端末に緊急地震速報を届ける回線に割り込み、端末に対して嘘の緊急地震速報(予報／業)等を流すようなことがないよう回線に施している対策の明示である。</p> <p>回線のセキュリティ対策としては、サーバー・端末間の通信の暗号化、サーバー・端末同士の認証、サーバー・端末間の回線の閉域化等がある。</p>	<p>サーバーのセキュリティ対策については、高度セキュリティ確保済みのデータセンターに設置している。利用者とのセキュリティ対策としては、通信はTLSを用いて暗号化しており、サーバー接続時に認証を行っている。</p>
---	---

(4)－4. 気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類	
気象庁から端末の間に介在する配信・許可事業者や回線の種類の明示である。 気象庁と配信・許可事業者間には（一財）気象業務支援センター（一次配信事業者）だけでなく、二次以降の配信事業者等が介在していることがあり、その能力や、それらの間の回線が配信の速度や信頼性に影響する。また、一般的に、介在する配信・許可事業者が少ない方が迅速性、信頼性が高まる。	本APIを利用した端末直前の配信事業者は三次配信事業者である。 気象業務支援センター→IIJエンジニアリング→配信事業者→端末の通信経路で緊急地震速報が配信される。IIJエンジニアリング～配信事業者間はベストエフォートなインターネット回線による接続となる。配信事業者～端末間は配信事業者の設備による。
(4)－5. 不正な緊急地震速報(予報／業)等のサーバーでの破棄条件	
どのような緊急地震速報(予報)等を受信したとき、不正とみなして破棄するのかについての明示である。 気象庁が正しい緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を発表しても、回線等に何らかの障害が発生し、不正な緊急地震速報(予報)等が配信される場合がある。その際、端末が誤った動作を起こさないよう、サーバーで破棄できるとい。	不正な電文として処理する条件は以下のとおり。不正な電文として処理した電文は、破棄して使用しない。 (1) ヘッダで記載されている電文長と実際の電文の長さが異なる場合 (2) 電文の所定位置に所定のコードがない場合
(4)－6. サーバーの時刻合わせ	
正しい配信や猶予時間の予想のために、どのように時刻合わせを行っているのかについての明示である。 緊急地震速報(業)は秒単位での取り扱いが必要なことから、日本標準時に対する誤差を常に±1秒以内に収めることが基本である。また、時計は自動合わせできるとよい。	本APIを提供するサーバーはNTPに基づく正確な時刻情報で校正している。端末については、本API利用者の仕様による。
(4)－7. サーバーの設置環境	
緊急地震速報(予報／業)等を、停電や地震発生等の異常が発生した際も含め、安定的に配信するため、サーバーをどのような環境に設置しているのかについての明示である。 設置環境には、サーバーを耐震化された建物内に設置し耐震固定したり、空調の整った部屋に設置したり、無停電化すること等がある。	以下の条件で設計されたデータセンターを利用。 建物の構造物やラックの据え付けなどサービス提供に関する設備は阪神大震災級の揺れでも耐えられるように考慮。空調や入室管理、監視カメラも設置。配信センターは2系統の商用電源を受電、UPSや発動発電機も備え、ノンストップで電源供給可能。また、配信サーバーなど2系統で構成されるものはそれぞれ別の電源系統から供給を行い、万が一問題が発生してもサービスが継続されるように考慮。
(4)－8. 端末に対して接続を確認する方法	
端末がサーバーに正しく接続しているかどうかを配信・許可事業者が確認する方法の明示である。 方法としては、端末とサーバーが適切に接続（緊急地震速報(予報／業)等が端末に配信できる状態）されていることを配信・許可事業者がサーバー側で常時監視する方法や端末利用者が端末の検知機能で障害を見つけた場合に連絡を受けて管理する方法等がある。	本APIサーバーは配信事業者のサーバーと接続するものである。本APIサーバーと配信事業者のサーバーとの通信が切断した場合に検知する機能はない。配信事業者のサーバーが異常検知機能を実装している場合は検知可能である。 また、端末は配信事業者のシステムへ接続する仕様としているため、本APIサービスから端末との接続状況を検知することはできない。

(4)－9. 端末への個別配信の可否	
訓練報やテスト報を含む緊急地震速報(予報／業)等を個別の端末に限って配信する能力の有無の明示である。 一斉配信をしている場合でも、全端末利用者に対して端末の受信設定を連絡する等の手段で個別配信と同じ効果を端末側の制御で確実に実現できる場合は、個別配信と同等とみなす。	テスト報については、利用者専用のWeb画面から個別配信することが可能。
(4)－10. 配信履歴の保存・管理	
実際の地震の発生状況と緊急地震速報(予報／業)等の配信状況の比較等を行うための配信履歴の保存状況（保存数、保存の内容等）やその閲覧方法の明示である。	配信履歴のログは120日間分を保存している。利用者専用のWeb画面では開示しておらず、利用者からの要望があった場合に開示する。

(5)配信・許可事業者によるサポート

(5)－1. サーバーや端末の故障時等保守対応	
サーバーや端末の故障時の対応や日頃からの保守の内容の明示である。 対応には、日頃からの定期点検や端末が故障したときにどの程度で修理が行えるということ、サーバーが故障した際にどの程度で復旧できる体制が整備されていること等がある。	本APIを処理するサーバーはクラウドサービスを利用しておらず、物理サーバーにはアクセスできず、クラウドサービスの保守仕様に準ずる。貸借している仮想サーバーはサービス専用のweb画面から起動、停止、コンソール接続などによって復旧対応ができる。また、仮想サーバーの稼動状況を24時間体制でシステムにより監視しており、障害発生時には迅速に対応できる体制となっている。 端末については、利用者の仕様による。
(5)－2. 端末利用者への連絡手段・内容	
配信・許可事業者から端末利用者に連絡する内容や直接連絡する手段の明示である。 連絡する内容には、回線の不具合やサーバー保守、故障による配信停止の通知、気象庁からの連絡等がある。直接連絡する手段には、メール、電話、郵便等がある。このような連絡体制が確立していることで、気象庁からの訓練等の緊急地震速報に係るお知らせに関しても端末利用者が受けとることができる。	気象庁からの緊急地震速報に係る重要なお知らせやサーバー保守によるサービス停止の通知等をメールにて申込書に記載した担当者へ連絡している。 なお、本APIサービスでは訓練報は配信しない仕様としており、利用者には契約前に説明している。また本APIサービスの仕様を公開しているwebサイトにも記載している。
(5)－3. 端末の利用方法に関する助言	
端末利用者の利用方法や利用目的、制御を行う対象、端末の設置状況等について把握して行う助言の内容の明示である。 端末の購入後に端末利用者が変わったり、利用方法を変更したりする場合もあるので、その場合に端末利用者から連絡を受けられるようにしておくとよい。	本APIサービスの利用者へ事前に利用方法についてヒアリングを実施している。APIによる緊急地震速報のパラメータの解説（Webで公開中）、利用方法に即した適切なAPIの使い方を助言している。

(5)－4. 配信に用いる回線の品質やリスクの明示	
<p>(一財) 気象業務支援センターとサーバー間、サーバーと端末間の回線の品質やリスク（切断や遅延の起こる可能性や条件等）についての明示である。</p> <p>回線には、専用線、衛星通信、インターネット及び有線テレビの放送線等、様々な種類があるが、それぞれ品質やリスクが異なる。また、回線を冗長化したり、違う経路の回線と組み合わせたりすることにより、回線切断のリスクを軽減することも考えられる。さらに、同じ回線を緊急地震速報(予報／業)等の配信以外に用いているとその影響が及ぶ場合がある。</p>	<p>本APIを利用した端末直前の配信事業者は三次配信事業者である。気象業務支援センター→IIJエンジニアリング→配信事業者→端末の通信経路で緊急地震速報が配信される。IIJエンジニアリング～配信事業者間はベストエフォートなインターネット回線による接続となる。配信事業者～端末間は配信事業者の設備による。</p>
(5)－5. 端末を接続できる配信・許可事業者及び配信・許可事業者が接続できる端末	
<p>許可事業者が同者の端末を接続できるサーバーを有する配信・許可事業者を明示すること、サーバーを有する配信・許可事業者がそれを接続できる端末について明示することである。</p> <p>この情報によって、端末利用者は配信・許可事業者と相談した上で、別の配信事業者のサーバーから緊急地震速報(予報／業)等を受信することができるようになり、配信・許可事業者側の都合によりサービス継続が困難になった場合でも、緊急地震速報(予報／業)等の継続的な利用ができるようになる。</p>	<p>API仕様を満たす、利用者が用意するプログラム。</p>
(5)－6. 端末利用者からの配信状況等の問い合わせへの対応	
<p>端末利用者からの配信状況等の問い合わせの際、どのような対応ができるのかについての明示である。</p> <p>対応には、緊急地震速報(予報／業)等がサーバーから端末に配信されたかどうかや提供した緊急地震速報(業)の内容について端末利用者から問い合わせがあつたときに、回答できること等がある。</p>	<p>本APIの契約者は電子メール及び電話による24時間365日の問い合わせ窓口で、障害や配信状況の問い合わせを受け付ける。問い合わせの回答は最短で翌平日営業日とする。</p>
(5)－7. 緊急地震速報(予報)等の内容等の変更への対応	
<p>気象庁が緊急地震速報の改善のため、地震動の予想方法の改良や緊急地震速報(予報)等の内容等を見直すときに、サーバーや端末をどのような手段で対応させるかについての明示である。</p> <p>対応には、サーバーや端末に備えられたソフトウェアの手動または自動更新、端末の取り換え等がある。</p> <p>なお、気象庁が内容等の変更を行う際には、配信・許可事業者が対応できるように十分な周知期間をとる。</p> <p>気象庁では、様々なニーズに応じて防災情報の多様化が進む中、より詳細で高度化された防災情報を提供するにあたって拡張性に富んだXML形式での電文配信を行っている。今後の緊急地震速報の高度化を見据え、XML形式での電文受信を推奨する。</p>	<p>WebSocket API仕様はIIJエンジニアリングが変更を行う。WebSocket API仕様変更に伴うプログラム変更は、利用者側で実施する。</p>

(5)－8. 緊急地震速報(予報／業)等の技術的な限界や特性等についての端末利用者への明示

気象庁から許可を得た地震動予報の手法や地盤増幅度及び誤差等を含めた、緊急地震速報(予報／業)等の技術的な限界や特性等の明示である。	サービスWebページに掲載している。
---	--------------------

以上

更新履歴

平成 29 年 6 月 5 日	Version 1	初版
令和 4 年 11 月 2 日	Version 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ PLUM 法追加による記載内容追加 ・ 緊急地震速報を受信する経路の変更を反映
令和 6 年 6 月 6 日	Version 3	令和 6 年 3 月のガイドライン一部改正に伴う記載内容追加。